



発行 新潟県

号外 1

令和5年9月4日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

告示

957 道路の区域変更(道路管理課)

958 道路の供用開始(道路管理課)

告示

◎新潟県告示第957号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新井柿崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市三和区野字新田畑4870番1から 同市三和区下中字石子橋1115番2まで	新	(A)6.5~14.8メートル	122.9メートル
		(B)7.5~17.0メートル	125.8メートル
	旧	6.5~14.8メートル	122.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第958号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新井柿崎線
- 2 供用開始の区間  
上越市三和区野字新田畑4870番1から同市三和区下中字石子橋1115番2まで
- 3 供用開始の期日 令和5年9月4日